

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年9月21日（令和3年（行情）諮問第390号）

答申日：令和4年12月28日（令和4年度（行情）答申第449号）

事件名：特定保険医療材料の告示価格の訂正に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、別紙の4に掲げる文書を追加して特定し、更に該当するものがあればこれを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月22日付け厚生労働省発保0322第43号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書特定に誤りがある。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

（1）審査請求書

本件開示請求で審査請求人が開示を求めた本件請求文書は、「令和3年1月8日付け保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部改正について」で告示価格が訂正された「歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）」である。

処分庁は、原処分において、本件請求文書に該当する文書として「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」（令和3年1

月27日 中医協 総一3)」(本件対象文書)を特定し、全てを開示した。しかし、審査請求人は、処分庁が開示した2021年(令和3年)1月27日に開催された中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の総会資料の他にも、本件請求文書に該当する文書が存在していると考えられる。以下、その理由を述べる。

ア 事実認定の前提

本件審査請求に当たり、前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

(ア) 2021年1月13日に開催された中医協総会における資料の記載内容

2021年1月13日の中医協総会資料には、以下の記載がなされている事実がある。

(引用開始)

- 歯科用貴金属については、価格変動に速やかに対応するため、一定の価格変動が生じた場合、年4回の改定機会を設けているが、令和2年10月の改定時に改定を見送った4項目の貴金属について、本来改定を行うべきであったことが判明したもの(計算誤りが原因)

(引用終わり)

(イ) 2021年1月13日に開催された中医協総会第472回議事録の記載内容

2021年1月13日に開催された中医協総会第472回議事録には、以下の記載がなされている事実がある。

(引用開始)

○ A 歯科医療管理官

歯科医療管理官でございます。資料総一4-2を御覧ください。歯科用貴金属価格の随時改定I、昨年の令和2年10月における告示価格の一部訂正がございましたので、御報告させていただきます。

○の一つ目でございますけれども、歯科用の貴金属につきましては、金などの価格変動がございますので、その価格変動に速やかに対応するため、一定の価格変動が生じた場合、5%と15%ですけれども、この一定の価格変動が生じた場合に年4回の改定の機会を設けてございます。昨年の令和2年10月の改定時に、改定を見送った次の○の2番、3番、4番、5番の4項目の貴金属につきまして、本来改定を行うべきであったことが判明したものでございます。

○の二つ目でございます。こちらは、2番、3番、4番、5番

の14カラット金合金でございますが、令和2年4月の告示価格がございまして、その次の7月に改定なしとしてございました。10月にも改定なしとしておりましたが、実際は赤字のように改定をすべきであったということでございます。こちらの原因につきましては、計算の誤りでございまして、7月に改定がなかったわけなのですけれども、改定があった場合の金属の素材価格の平均値を用いて計算をしてしまったというのが原因でございます。

○の三つ目でございますが、今後は官報の正誤により訂正を行う予定としてございます、2頁目、3頁目に、前回ご報告したものでございますけれども、正しい数字を入れたものをお示ししてございます。赤字部分が修正箇所となっております。なお、過去の10月分、11月分、12月分の診療報酬につきましては、どのような手続で行うのかにつきましては対応中でございますけれども、正しい金額をお支払いする予定としてございます。

今後は、その計算方法の可視化、見える化を図り、再発防止に努めていきたいと考えてございます。大変申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

(引用終わり)

(ウ) 2021年1月27日に開催された中医協総会第473回議事録の記載内容

2021年1月27日に開催された中医協総会第473回議事録には、以下の記載がなされている事実がある。

(引用開始)

○A 歯科医療管理官

事務局でございます。資料総一3を御覧ください。「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて」ということで、今年、令和3年4月の価格の見直しでございます。

2枚目を御覧ください。上の方にマルの番号を示してございますけれども、1、2、3が過去の告示価格でございます。

4、5は今まで記載がなかったものでございますが、先日1月13日の中医協において告示価格の一部訂正を報告しており、その中で、今後可視化を図ってこのような訂正のないようにということで、再発防止策の一環といたしまして記載しております。この4、5のXの期間とXの平均値、Yの期間、Yの平均値でございますが、下の※2に示してございますが、こちらのものにつきまして明確化していくということで、資料の体裁を変更してございます。

6につきましては、これらを用いました試算価格を示しておりまして、7に変動率を示してございます。変動率がプラスマイナス5%を超えたものにつきましては、価格の見直しを行うということになっておりますので、8の告示価格につきましては2番、3番、4番、5番、6番、11番目の6種類の金属について価格の見直しを行うというものでございます。

3頁目のグラフにつきましても、以前のものは過去20年分以上をお示ししてございましたが、見にくい、分かりにくいということで、こちらの方も直近のものをお示しするように変更してございます。説明は以上です。

○小塩会長

ありがとうございます。本件につきまして、何か御質問はありますでしょうか。林委員、お願いいたします。

○林委員

ありがとうございます。前回報告を受けました14金の改定漏れの事後処理に関しましては、医療機関のみならず、保険者の方々や審査支払機関の皆様にも多大なる御負担をおかけしていることを厚労省は重く受け止めるべきと思っております。

歯科用貴金属の公示価格改定の計算方式には不透明な部分がありまして、再発防止のために明瞭化して可視化していくということは重要と考えております。今回、計算式の提示のみならず、不透明感がさらに払拭されて、歯科用貴金属の実勢価格と公示価格の差の問題とか改定のタイムラグの問題が今後より解消されるよう、分かりやすい制度を引き続き検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○小塩会長

ありがとうございます。それでは、これは要望として、事務局の方々、よろしくお願いいたします。（以下略）

（引用終わり）

（エ）歯科用貴金属の公示価格改定の仕組みについて

a 2020年3月25日の中医協総会における諮問庁の説明

諮問庁は、歯科用貴金属の公示価格改定の仕組みについて、2020年（令和2年）3月25日に開催された中医協における「歯科用金銀パラジウム合金の高騰への対応について（案）」に関する議論の中で、以下の説明を行っている。

（引用開始）

（略）金銀パラジウム合金を含む歯科用の貴金属につきましては、その素材である金とかパラジウムなどの市場価格の変動の

影響を受けやすいとなっております。（略）特にパラジウムの茶色の線でございますが、最近の高騰が急に激しくなっているということもでございます。（略）こういうものの市場の変動を受けやすいということになっておりますので、通常の2年に1度の診療報酬改定に加えまして、6か月に1度の随時改定を行ってきているところでございます。（略）現行の対応だけでは価格の乱高下に速やかに対応できないという指摘もございます。

「2. 現行の対応」でございますが、（略）2年に1度の診療報酬改定におきましては、市場実勢価格を踏まえまして、告示価格を決定してございます。通常の方法はこの対応しかしておりませんが、市場価格の変動を受けるということを受けておりまして、（略）診療報酬改定以外にも6か月に1回、4月と10月に随時改定を行っておりまして、その際に素材価格の変動幅がその時点の告示価格のプラスマイナス5%を超えた場合に告示価格を変動するという対応を6か月に1回ずつ行っているところでございます。

「3. 対応案」でございますが、それだけでも素材価格の乱高下には対応できない場合があるということもでございます。そういう場合につきましては、現行の対応に次の対応を加えることとしてはどうかということをございまして、その診療報酬改定、随時改定、それぞれの3か月後、すなわち7月とか1月におきまして、素材価格の変動幅がその時点の告示価格のプラスマイナス15%を超える場合には、告示価格を改定するという対応を加えてはどうかということでございます。（略）プラスマイナス15%の場合を「随時改定2」といたしまして、現行の随時改定につきましては「随時改定1」と名称を変更することとしてはどうかということでございます。

（引用終わり）

b 診療報酬改定時（基準材料価格改定時）及び随時改定Ⅰ、Ⅱ時の歯科用貴金属公示価格の計算方法

諮問庁は、2020年3月31日付け発保0331第1号「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」別表8「歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法」において、診療報酬改定時（基準材料価格改定時）及び随時改定Ⅰ時、随時改定Ⅱ時における歯科用貴金属公示価格の計算方法を以下のとおり示している。

（中略）

(オ) 2021年1月25日付け事務連絡「歯科用貴金属価格の随時改定について」の記載内容

2021年1月25日付け地方厚生（支）局医療課及び都道府県民生主管部（局）他宛て厚生労働省保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価格の随時改定について」には、以下の記載がなされている事実がある。

(引用開始)

標記については、価格変動に速やかに対応するため、一定の価格変動が生じた場合、年4回改定機会を設けて改定を行っていますが、今般、昨年10月の改定時に改定を行わないと判断した4種類の歯科用貴金属について、本来改定を行うべきであったことが判明しました。（中略）

1. 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている場合

該当レセプトに係る処理については、審査支払機関において、補正を行うこととしており、補正後、再審査等支払調整額通知票等又は増減点連絡書等が保険医療機関宛て送付される予定です。

2. 書面による請求を行っている場合

(1) 12月診療分の取扱い

該当レセプトに係る処理については、可能な限り審査支払機関において補正を行い、当該補正の結果を増減点連絡書等にて保険医療機関宛て連絡いただくよう依頼しております。なお、この場合、保険医療機関からの再審査請求等の申出は不要ですが、上記増減点連絡書等の送付がない場合については、保険医療機関から審査支払機関宛てにご相談いただくようお願いいたします。

(以下略)

(引用終わり)

イ 原処分における本件請求文書に該当する文書の特定に対する審査請求人の認否・反論

(ア) 歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領（中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む）は、本件請求文書に該当すると考える。

処分庁は、上記ア（ア）に記載のとおり、2020年10月の歯科用貴金属価格の随時改定Iにおいて、告示価格の計算を誤った原因及び理由を「（計算誤りが原因）」とし、具体的には、上記ア

(イ)に記載のとおり、「改定があった場合の金属の素材価格の平均値を用いて計算をしてしまったというのが原因」と説明し、より具体的には、上記ア(ウ)に記載のとおり、「Xの期間とXの平均値、Yの期間、Yの平均値」に誤りがあったと説明している。

(注) Xとは、当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Yとは、当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

なお、処分庁は、歯科用貴金属の公示価格決定の仕組みについて、上記ア(エ) aに記載のとおり説明しており、その計算方法は上記ア(エ) bに記載のとおりである。

また、上記ア(オ)に記載のとおり、処分庁は、14カラット金合金の告示価格訂正に関する対応について、審査支払機関へ依頼及び協議を行っている事実がある。

審査請求人は、2020年10月における歯科用貴金属価格の随時改定Iにおいて、告示価格の計算を誤ったことに対する再発防止策については、今回の計算誤りの事態を受け、処分庁が内容を改定したと推察される「歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領(中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む)」の改定内容が分かる資料が該当すると考える。同事務処理要領及び同事務処理要領の改定内容が分かる資料が本件請求文書に該当することは明らかであり、改めて、本件請求文書を探索、特定し、全て開示するよう求める。

(2) 意見書

諮問庁は、理由説明書(下記第3の3(2))において「「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」を本件請求文書に該当する文書として追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。」と説明しているが、諮問庁の文書の特定は不十分であると考ええる。以下、その理由を述べる。

ア 要旨

審査請求人は、諮問庁が諮問にあたり追加して特定した「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」の他に、以下に記載した6点の行政文書が本件請求文書に該当すると考える。その理由は下記ウにおいて述べる。

(ア) 2021年1月13日に開催された中医協におけるA歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書

(イ) 2021年1月25日付け保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価格の随時改定について」の決裁文書のうち、審査支払機関との協

議に関する行政文書

- (ウ) 2021年1月27日に開催された中医協におけるA歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書
- (エ) 原処分で開示された本件対象文書（「「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」令和3年1月27日 中医協総-3」）における資料の体裁の変更に関する起案及び決裁に係る行政文書
- (オ) 理由説明書（下記第3の3（2））「原処分庁において、「随時改定（旧）. X L S X」を「随時改定（新）. X L S X」に見直し、」について、当該エクセルファイルの見直しに関する起案及び決裁に係る行政文書
- (カ) 理由説明書（下記第3の3（1））「令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）したところであり、」に関して、本件訂正に係る告示の改廃及びその経緯に関する決裁文書

イ 事実認定の前提

(ア) 本件訂正に関する諮問庁の対応

本件訂正に関する諮問庁の対応を時系列でまとめると、以下のとおりである。

- a 2020年2月7日、保険局長通知「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（保発0207第3号）を发出
- b 2021年1月8日以前、2020年8月31日付け厚生労働省告示304号（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件）及び同日付け保険局歯科医療管理官通知「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」（保医発0831第3号）の一部誤りが判明
- c 同年1月8日、保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正について」を发出
- d 同年1月13日、第472回中医協総会において、「歯科用貴金属価格の随時改定I（令和2年10月）における告示価格の一部訂正について」を報告
- e 同年1月25日、保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価格の随時改定について」を发出
- f 同年1月27日、第473回中医協において、1月13日の中医協における告示価格の一部訂正の報告に関する告示価格の計算

方法の可視化による再発防止策が反映された資料（原処分で開示された「歯科用貴金属改定の随時改定Ⅰについて」及び「歯科用貴金属素材価格の変動推移」）を報告

g 同年1月27日、理由説明書（下記第3の3（1））「令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）」

(イ) 告示の制定又は改廃及びその経緯に関する行政文書の保存期間は10年間であること

諮問庁の「保険局医療課 標準文書保存期間基準（保存期間表）」7において、告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯の保存期間は、10年間とされている。

(ウ) 審議会等における審議に関する事項に関する行政文書の保存期間は10年間であること

諮問庁の「保険局医療課 標準文書保存期間基準（保存期間表）」10において、中医協など審議会等における審議に関する行政文書の保存期間は、10年間とされている。

ウ 原処分における本件請求文書に該当する文書の特定に対する審査請求人の認否・反論及び上記アに記載した行政文書が、本件請求文書に該当すると考える理由

(ア) 2021年1月13日に開催された中医協におけるA歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当する

まず、理由説明書（下記第3の3（1））「（本件訂正の）経緯及び再発防止策等については、中医協に報告していることから、中医協に報告した際の資料を、本件請求文書に該当する文書として特定し、開示決定したものである。」との事実は、本件請求文書に該当する文書の探索範囲が不十分であるという点から、否認する。

諮問庁（処分庁）は、原処分において2021年1月27日に開催された中医協への報告資料のみを本件対象行政文書として開示しているが、審査請求書（上記（1）ア（イ））に記載のとおり、A歯科医療管理官は、2021年1月13日に開催された中医協において、計算方法の可視化及び再発防止策について発言しており、当該発言に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当すると考える。

(イ) 2021年1月25日付け保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価格の随時改定について」の決裁文書のうち、審査支払機関との協議に関する行政文書は、本件請求文書に該当する

審査請求書（上記（1）ア（オ））に記載したとおり、諮問庁は、2021年1月25日付け保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価

格の随時改定について」2（1）において、「（本件訂正の）該当レセプトに係る処理については、可能な限り審査支払機関において補正を行い、当該補正の結果を増減点連絡書等にて保険医療機関宛て連絡いただくよう依頼しております。」と記載している。

まず、1月25日付け事務連絡に関して、上記イ（イ）に記載した通達の制定又は改廃及びその経緯に関する決裁文書が存在するのが経験則上自然である。

そして、諮問庁が、本件訂正の該当レセプトに係る処理について審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）に依頼している事実から、諮問庁は審査支払機関に対して、本件訂正の再発防止策を説明していると考えるのが経験則上自然であり、1月25日付け事務連絡に係る通達の制定又は改廃及びその経緯に関する行政文書の中に、本件請求文書に該当する文書が含まれると推察される。

（ウ）2021年1月27日に開催された中医協におけるA歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当する

審査請求書（上記（1）ア（ウ））に記載したとおり、A歯科医療管理官は、2021年1月27日に開催された中医協においても本件訂正に関する再発防止策について発言しており、当該発言に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当すると考える。

（エ）原処分で開示された本件対象文書（「「歯科用貴金属価格の随時改定Ⅰについて（令和3年4月）」令和3年1月27日 中医協総－3」）における資料の体裁の変更に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当する

A歯科医療管理官は、2021年1月27日に開催された中医協において、告示価格の計算方法の可視化や本件訂正の再発防止策の一環として、原処分で開示された本件対象文書の体裁を変更した旨の説明を行っており、体裁の変更に関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当すると考える。

（オ）理由説明書（下記第3の3（2））「原処分庁において、「随時改定（旧）．X L S X」を「随時改定（新）．X L S X」に見直し、」について、エクセルファイルの見直しに関する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当する

諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（2））で「本件訂正を受けて、処分庁において、「随時改定（旧）．X L S X」を「随時改定（新）．X L S X」に見直し、」と説明しているが、見直しに関

する起案及び決裁に係る行政文書は、本件請求文書に該当すると考える。

(カ) 理由説明書（下記第3の3（1））「令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）したところであり、」に関して、本件訂正に係る告示の改廃及びその経緯に関する決裁文書は、本件請求文書に該当する

諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（1））で「令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）したところであり、」との説明を行なっている。本件訂正については、上記（イ）に記載した「告示及び通達の制定又は改廃及びその経緯」の（1）④行政機関協議文書，（1）⑤制定又は改廃のための決裁文書，（1）⑥官報公示に関する文書が存在するのが経験則上自然であり、当該文書の中に本件対象行政文書が含まれると推察される。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年1月22日付け（同日受付）で、厚生労働大臣に対して、法3条の規定に基づき、「令和3年1月8日付け保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正について」で告示価格が訂正された「歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）」（本件請求文書）に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、令和3年3月22日付け厚生労働省発保0322第43号により開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年6月21日付け（同月23日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、開示請求に係る対象文書（本件対象文書2）を追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

3 理由

(1) 原処分について

本件開示請求は、「令和3年1月8日付け保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正について」で告示価格が訂正された「歯科鑄

造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）」（本件請求文書）の開示を求めるものであるところ、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下、第3において「告示」という。）について、令和2年10月の随時改定時に改定を行わなかった歯科用貴金属の一部については、本来改定を行うべきであったため、令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）したところであり、これらの経緯及び再発防止策等については、中医協に報告していることから、中医協に報告した際の資料を、本件対象文書1として特定し、開示決定したものである。

(2) 対象文書の特定について

本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて、本件請求文書に該当する文書について探索したところ、本件訂正を受けて、処分庁において、「随時改定（旧）. X L S X」を「随時改定（新）. X L S X」に見直し、訂正後の歯科用貴金属価格について、令和2年2月7日付け保発0207第3号「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」の別紙8「歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法」に拠って算出している。

したがって、上記「随時改定（旧）. X L S X」及び「随時改定（新）. X L S X」について、本件請求文書に該当する文書（本件対象文書2）として追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

(3) 審査請求者の主張について

審査請求人は、審査請求書において、原処分で開示した文書の他に「歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領（中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む）」及び同事務処理要領の改定内容が分かる資料が本件請求文書に該当する旨主張するところ、対象文書の特定については、上記（2）のとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象文書2を追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和3年9月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和4年12月12日 | 審議 |

⑤ 同月 22 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、①「歯科用貴金属価格の随時改定 I について（令和 3 年 4 月）」（令和 3 年 1 月 27 日 中医協 総－3）（本件対象文書 1）を特定し、全部開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他にも対象とすべき文書が存在する旨主張しているところ、諮問庁は、諮問に当たって追加で②「随時改定（旧）」及び③「随時改定（新）」という 2 つのエクセル表（本件対象文書 2）を追加特定すべきであるが、外に対象として特定すべき文書は存在しない旨説明する。

しかしながら、審査請求人は、具体的な文書を例示した上で、なお他にも特定すべき文書が存在するので改めて探索特定して開示するよう求める旨の主張をしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正・令和 2 年 8 月 31 日に官報公示され、同年 9 月 1 日から適用（一部の改正内容については 10 月 1 日から適用）されたが（令和 2 年厚生労働省告示第 304 号）、その一部に原稿誤りがあったとして、令和 3 年 1 月 27 日に官報正誤され、当該内容が遡及的に適用されることとなった。

本件開示請求は、告示価格が訂正された「歯科鑄造用 14 カラット金合金鉤用（J I S 適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）に係る開示請求を行ったものである。

審査請求人は、諮問庁が諮問に当たって追加して特定すると説明する上記 1 ②及び③の文書（本件対象文書 2）の外にも、以下のアないしキの文書を例示し、本件請求文書に該当する文書が存在する旨主張している。

ア 「歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領（中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む）」及び「同事務処理要領の改定内容が分かる資料」

イ 2021 年 1 月 13 日に開催された中医協における A 歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書

ウ 2021 年 1 月 25 日付け保険局医療課事務連絡「歯科用貴金属価

格の随時改定について」の決裁文書のうち、審査支払機関との協議に関する行政文書

エ 2021年1月27日に開催された中医協におけるA歯科医療管理官の発言に関する起案及び決裁に係る行政文書

オ 原処分で開示された本件対象文書（「「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」令和3年1月27日 中医協 総一3」）における資料の体裁の変更に関する起案及び決裁に係る行政文書

カ 理由説明書（上記第3の3（2））「処分庁において、「随時改定（旧）. X L S X」を「随時改定（新）. X L S X」に見直し、」について、当該エクセルファイルの見直しに関する起案及び決裁に係る行政文書

キ 理由説明書（上記第3の3（1））「令和3年1月27日付けで告示の改正を訂正（本件訂正）したところであり、」に関して、本件訂正に係る告示の改廃及びその経緯に関する決裁文書

(2) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記（1）アないしキの文書の保有の有無等について確認を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 上記（1）アの文書について

新・旧を問わず、作業としては、「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力された結果を基に、中医協資料に反映するのみである。したがって、そもそも、個別に事務処理要領を作成する必要もないし、作成していない。

イ 上記（1）イの文書について

当時の歯科医療管理官の発言は、4月と10月の「随時改定1」に加え、7月と1月に「随時改定2」を行うことを説明したものであり、通知を発出したものではない。このような発言を行うに当たって、起案・決裁するための事務的根拠がない。

ウ 上記（1）ウの文書について

当該事務連絡は官報の訂正に係る作業内容を連絡する内容の文書であり、決裁時の添付資料は官報正誤のみである。

エ 上記（1）エの文書について

当時の歯科医療管理官の発言は、計算式の可視化や再発防止策等について説明したものであり、通知を発出したものではない。このような発言を行うに当たって、起案・決裁するための事務的根拠がない。

オ 上記（1）オの文書について

中医協の審議資料について、起案・決裁するための事務的根拠がな

い。資料の体裁変更についても同様である。

カ 上記（１）カの文書について

決裁・起案するための事務的根拠がない。

キ 上記（１）キの文書について

文書自体は存在するが、これは単純な官報の訂正に係る事務処理の文書である。したがって、審査請求人が開示を求める「～改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）」に当たらない。

（３）審査請求人が例示する上記（１）アないしカの文書について、そもそも起案・決裁の必要性がない、エクセル表でフォーマットが定められているので別途記載要領を作成する必要がない等の事情から、本件請求文書に該当する文書は存在しないとする上記（２）アないしカの諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

一方、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記（１）キの文書の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、具体的には事務処理の決裁に係る以下の５文書である。これらの文書について、諮問庁は、「～改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）」であるとはいえない旨説明するが、審査請求人は、広く捉えれば令和２年８月３１日に官報公示された平成２０年厚生労働省告示第６１号の改正に原稿誤りがあったことに関する文書の開示を求めているものであるといえるから、本件請求文書に該当すると判断することが相当である。

i) 起案用紙

ii) 概要

iii) 官報正誤（厚生労働省告示第３０４号）

iv) 赤入れ原稿（厚生労働省告示第３０４号）

v) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第３０４号）

（４）以上のように、諮問庁が追加して特定すべきであるとする上記１②及び③の文書（本件対象文書２）に加え、上記（３）i)ないしv)の文書についても、本件請求文書に該当すると認められることから追加して特定すべきである。また、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを追加して特定すべきである。

３ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書１を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書２を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、厚生労働省において、本

件対象文書の外に開示請求の対象として追加して特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別 紙

1 本件請求文書

令和3年1月8日付け保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正について」で告示価格が訂正された「歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）

2 本件対象文書1

「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」（令和3年1月27日 中医協 総-3）

3 本件対象文書2

「随時改定（旧）. X L S X」及び「随時改定（新）. X L S X」

4 更に追加して特定すべき文書

上記第5の2（1）キに係る以下の文書

- i) 起案用紙
- ii) 概要
- iii) 官報正誤（厚生労働省告示第304号）
- iv) 赤入れ原稿（厚生労働省告示第304号）
- v) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第304号）